

伊丹市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 3 1 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 5 0 号）の施行に伴うため。

伊丹市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例（令和 5 年伊丹市条例第 号）

伊丹市空家等対策協議会条例（平成 27 年伊丹市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改める。

第 2 条第 1 号中「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は，空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）の施行の日から施行する。